附属書第二九三三・九一号の次に次のように加える。

二九三三・九二	アジンホスメチル（ＩＳＯ）

附属書第二九・三五項を次のように改める。

二九・三五	スルホンアミド
二九三五・一〇	Ｎ－メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
二九三五・二〇	Ｎ－エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
二九三五・三〇	Ｎ－エチル－Ｎ－（二－ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド
二九三五・四〇	Ｎ－（二－ヒドロキシエチル）－Ｎ－メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
二九三五・五〇	その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド
二九三五・九〇	その他のもの

附属書第二九類第一二節中「及び植物アルカロイド」を「及びアルカロイド」に改める。

附属書第二九・三九項を次のように改める。

二九・三九	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体並びにこれらの塩
二九三九・一一	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
二九三九・一九	けしがら濃縮物並びにブプレノルフィン（ＩＮＮ）、コディン、ジヒドロコデイン（ＩＮＮ）、エチルモルヒネ、エトルフィン（ＩＮＮ）、ヘロイン、ヒドロコドン（ＩＮＮ）、ヒドロモルホン（ＩＮＮ）、モルヒネ、ニコモルヒネ（ＩＮＮ）、オキシコドン（ＩＮＮ）、オキシモルホン（ＩＮＮ）、フォルコジン（ＩＮＮ）、テバコン（ＩＮＮ）及びテバイン並びにこれらの塩
二九三九・二〇	その他のもの
二九三九・三〇	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
二九三九・四一	カフェイン及びその塩
二九三九・四二	エフェドリン類及びその塩
二九三九・四三	エフェドリン及びその塩
二九三九・四四	プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）及びその塩
二九三九・四九	カチン（ＩＮＮ）及びその塩
	ノルエフェドリン及びその塩
二九三九・五一	その他のもの
二九三九・五九	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン－エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
	フェネチリン（ＩＮＮ）及びその塩
	その他のもの
二九三九・六一	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
二九三九・六二	エルメゴメトリン（ＩＮＮ）及びその塩
二九三九・六三	エルゴタミン（ＩＮＮ）及びその塩
二九三九・六九	リゼルギン酸及びその塩
	その他のもの
二九三九・七一	その他のもの（植物由来のものに限る。）
	コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（ＩＮＮ）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体
二九三九・七九	その他のもの
二九三九・八〇	その他のもの

附属書第三〇類に号注として次のように加える。

号注

1　第三〇〇二・一三号及び第三〇〇二・一四号においては、次に定めるところによる。

(a)　混合してないものには、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）を含む。

(b)　混合したものには、次の物品を含む。

(1)　(a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの

(2)　(a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(3)　(a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの

2　第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（ＩＮＮ）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。

アモジアキン（ＩＮＮ）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（ＩＮＮ）、アルテメチル（ＩＮＮ）、アルテスナート（ＩＮＮ）、クロロキン（ＩＮＮ）、ジヒドロアルテミシニン（ＩＮＮ）、ルメファントリン（ＩＮＮ）、メフロキン（ＩＮＮ）、ピペラキン（ＩＮＮ）、ピリメタミン（ＩＮＮ）並びにスルファドキシン（ＩＮＮ）

附属書第三〇・〇二項中「

三〇〇二・一〇	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性か又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）

」を

三〇〇二・一一	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性か又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）
三〇〇二・一二	マラリア診断試験キット
三〇〇二・一三	免疫血清その他の血液分画物
三〇〇二・一四	免疫産品（混合してないもので、投与量にしてないものに限る。）
三〇〇二・一五	免疫産品（混合したもので、投与量にしてないものに限る。）
三〇〇二・一九	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）
	その他のもの

」に改める。

附属書第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項を次のように改める。

三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの